

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	幼児教育課

契約業者名・住所	社会福祉法人 みらいキッズ・松戸市本町 7-17 AKBLD. XXIV MATSUDO 3F
工事等の名称	令和 8 年度松戸駅西口第 2 送迎保育ステーション業務委託
工事等の場所	松戸駅西口第 2 送迎保育ステーション（松戸市根本 3-2 アイルビリーヴ 101）
種 別	委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
契約金額	23,677,500 円
工事等の概要	幼稚園が離れている、または開所時間が保護者の勤務時間と合わない等の理由により、幼稚園の利用が困難となる者に対し送迎サービスを実施
随意契約の理由	本事業は、幼稚園が離れている、または開所時間が保護者の勤務時間と合わない等の理由により、幼稚園の利用が困難となる者に対し送迎サービスを実施することで、児童の保育環境及び保護者の就労環境整備を図ることを目的としています。事業内容としては、市の指定した幼稚園の在籍児童に対する朝夕の保育及び就労支援を主たる目的とした一時預かりを実施します。見積業者の選定にあたっては、事業の目的を達成可能な受託者の選定のため、令和 6 年度に公募を行い、選考会議で選考した結果、採択された唯一の受託者である業者を選定したものです。以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、当該事業者と随意契約することが妥当かつ適切である。